

いばらき消費生活 メールマガジン

★ ★

2024年11月15日217号

1. はい！相談室です

「子供によるゲームなどの高額な課金に注意」

2. エシカル度チェックキャンペーン実施中！

1. はい！相談室です

「子供によるゲームなどの高額な課金に注意」

【相談事例】

小学校低学年の息子が動画視聴や基本無料のゲームをしたいというので、使っていない古いスマートフォンを渡した。親は無断で課金しないように言い聞かせていたし、回線契約はなく Wi-Fi だけなので課金はできないと思い込んでいた。銀行口座に、普段使っていないクレジットカードで 50 万円の引き落としがあり、調べたところ息子がゲームのガチャや動画サイトのいわゆる投げ銭のために無断で課金したもので、さらに同額程度が来月引き落とされると分かった。

息子は「友達の中学生の兄から、クレジットカードの裏と表に書いてある数字を入力すれば課金ができるとやり方を教わった。最初は少額だったが、ばれていないようなのでだんだん気が大きくなって高額な課金を繰り返していた。そのうちに限度額になってしまい使えなくなったが、しばらくたつと、また使えるようになったので同じように課金し続けた」と言っている。合計して100万円ほどになるが支払いは困難である。

【アドバイス】

・子供に使わせるスマートフォンやタブレット、ゲーム機などは、必ず子供用アカウントを作り、お子様が複数いる場合はそれぞれに作成しましょう。子供用のアカウントには「ペアレンタルコントロール」機能で課金金額や使用時間などの制限をかけることができます。

・クレジットカードは保管に注意しましょう。カード本体だけでなく、カード情報の管理も重要です。親が許可をして課金をする場合でも、カード情報はアカウントに保存せず、その都度削除するようにしましょう。

・クレジットカードやアカウント課金の利用通知は、必ず日常的に使用しているメールアドレス宛にして、届いたらすぐに内容を確認しましょう。

・子供たちは電子機器を使いこなせていたとしても、契約に関しては不慣れです。子供と一緒に課金の仕組みを確認したり、ルールを決めたりしましょう。

・未成年者が親権者の同意なく高額な課金を行った場合、民法の未成年者取り消しの主張が考えられます。ただし、例えば親のアカウントで課金をしていた場合などに、アカウントの所有者が課金を行ったと見なされる場合もあります。

- ・トラブルが発生した場合は、消費生活センターに相談しましょう。

〈参考資料〉

○独立行政法人国民生活センター [2024年3月13日:公表]

子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意！！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240313_1.html

